

発行 2008(平成20)年10月

## 裁判 弁護士をもっと 身近な存在に

## 静岡県弁護士会

〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80  
TEL054-252-0008 FAX054-252-7522  
ホームページhttp://s-bengoshikai.com/



## ヤミ金との格闘

私は、ヤミ金融と闘いはじめて、かれこれ10年を経過しました。

平成20年6月10日、最高裁はヤミ金の息をとめる画期的な判決を下しました。

それは、「ヤミ金から借りたお金は払う必要がない。支払った全額が損害として取り戻せる」という内容の判決です。

最近、サラ金の高金利を利息制限法の利率(15%~20%)に引き直せば、元金が少なくなったり、6年以上取引をしていれば、数十万円から多いときは数百万円の過払い金が戻ってきてたりすることについて、知られてきました。

しかしヤミ金は短期間なので元金が残る場合がほとんどです。

ヤミ金は、サラ金からも借りられない人をターゲットにします。2万から10万という小口を貸して、10日で2割から5割程度の利息を振り込まれます。

なぜサラ金からも借りられない人に対して融資をするか、疑問に思う人もいるでしょう。

ヤミ金業者は、借りる人の会社の電話番号や親や兄弟の電話番号を最初に聞きます。最初はとてもやさしい口調です。返済が滞るとヤクザまがいの口調で会社に電話をかけたり、親や兄弟や親戚に電話をかけたりします。これが嫌で、なんとか都合をつけるのです。

なんとか都合といつても、借りられるところはほとんどないので、やはりヤミ金から調達します。こうして、膨れあがるのです。いつかはパンクします。そうすると、会社や兄弟や親戚など、のべつ幕なしに電話をかけ、他人から少しでも支払われます。彼らが言うことはいつも一緒です。「元金だけでも返して頂かないと、毎日電話します。」元金が少ないところがみそです。

弁護士を頼もうとしても、それ以上に弁護士費用が掛かるのではないかとか、払って終わりになるのであれば、払ってしまって終わりにすればいいのではないかとか、皆さん考えます。今は違いますが、以前は相談に行っても借りた元金くらいは返しなさいと説教されて帰された人も多かったと聞いています。

私は、10年前から今までヤミ金に対して1円も支払ったことはありません。

むしろ、今回の最高裁の判決と同様、ヤミ金から今まで支払ったお金を返してもらったことがあります。

私は、自分の方からヤミ金に連絡します。「借りたお金は返しません。ヤミ金は、5年以下の懲役のある犯罪です。公序良俗に反するので、元金も返しません。むしろ今まで支払った金額は数●万円ですので至急支払ってください」このように連絡します。

岡島順治

納得のいかない業者は、嫌がらせの電話を架けてきます。しかし、しばらく同じことを言つていれば、おとなしくなります。相手も弁護士相手の電話は、こちらが思う以上に怖いのです。

それよりも大変なのは、教えてしまった会社や親や兄弟への電話です。

この点は、書面に書けませんが、秘策があります。

その間に、業者の振込口座を停止する手続を取ります。その際、銀行には必ず当職が止めたことを相手に伝えてもらいます。

中には、口座を停止したくないので、お金を払いたいという申し出をする業者がでてきます。

ヤミ金と格闘はじめた10年前と比べたら、今は本当に簡単にヤミ金業者の取立を止めることが出来るようになりました。

10年前は、こちらが電話すると、「弁護士さんから電話がありましたー。拍手・・・パチパチパチ。貸したお金を返してもらうのが悪いのか?捕まえられるなら捕まえて見ろ」などとさんざん悪態をつかれ、相手の口座も止められず、苦労しました。声を聞くと20代前半か、10代後半のような若い男です。マンションの一室に集まって、はやりの音楽をかけながら、何台もの電話機を使って勧誘や取立の電話をしていました。

当時は、相手との根比べでした。相手がわーわー言う、こちらもわーわー言う、時にはお前のお父さん、お母さんは今の仕事を知ったらどう思うなどとしんみり口調で説得もしました。相手に電話を切らせたらます勝ちです。「なぜ話の途中で電話を切った。」と追い打ちをかけます。これでたいてい諦めもらえます。

1週間経っても、諦めず本人に電話をかけてくる男がいました。本人から電話を預かって、自分が出ることにしました。さすがに電話はなくなりました。

口座を止めるため、仮処分もやりましたが、手間ひまと予納金がかかり、やっかいでした。

通知一本で、口座が止まるようになり、出資法の改正によるヤミ金の厳罰化によって、ヤミ金は激減しました。そして、今回の最高裁判決で、ヤミ金から借りたものは返さなくてもよいという画期的な判決が出ました。警察や銀行協会、ヤミ金対策会議、意欲的にヤミ金撲滅に関わった全ての人々に感謝します。



# 多重債務問題の解決に向けて

## 借金の悩み

複数の消費者金融業者等から借金をしている状態を多重債務といいますが、多重債務者となると、高金利によって雪だるま式に借金が膨らんでしまい、過大なストレスを抱え込み、生活が困窮してしまうことがあります。

## 静岡県弁護士会の取り組み

このような多重債務問題に対して、静岡県弁護士会は、「クレジット・サラ金相談」を実施し、解決に向けての取り組みをしています。その目的は、借金による過度のストレス状態を解消し、食費・住居費・子供の養育費等の生活費に収入を十分にあてられるようにして、生活を立て直すという点にあります。

「クレジット・サラ金相談」では、借金の悩みに対して、法律の専門家である弁護士が解決のための一番良い方法を無料でアドバイスしています。

さらに、弁護士が相談者から依頼を受けた場合には、業者にその旨を通知しますので、本人・家族への請求や取立が来なくなります。

その上で、次のような方法によって、借金問題の解決を図っていくことになります。

## 借金問題解決のための方法

借金の問題を解決するための方法としては、大きく分けて、①任意整理(過払金返還)、②破産手続、③個人再生手続の3つの方法があります。

① 任意整理とは、弁護士が業者と直接交渉して、支払額・支払方法などを調整する方法です。取引期間が長い場合（概ね5年以上）、利息制限法に引き直して計算し直すと、借金の額が大幅に減ったり、逆に、払い過ぎた分（過払い金）を取り戻せることもあります。

なお、司法書士と異なり、弁護士の代理権には金額の制限がありませんから、どんな金額の事件でも代理人として交渉することができます。

② 破産（免責）手続は、原則として借金がないのと同じ状態にするための制度で、どうしても支払いが困難な場合に利用します。

破産は、悪いイメージがあるかもしれません、前向きにとらえると、人生の新しい出発（フレッシュ・スタート）を図る制度です。実際にも、破産後の日常生活に支障をきたすことはほとんどありません。例えば、戸籍や住民票には載りませんし、選挙権も失いません。銀行口座の利用もできますし、給料を受け取ることもでき、生活必需品を手放す必要もありません。

③ 個人再生は、借金の一部（多くは5分の1程度）を3~5年で分割して支払えば、残りを免除してもらえる制度です。特に、住宅ローンを抱えている方は、住宅を手放すことなく支払いをしていくことが可能ですので、個人再生手続を利用するメリットが大きいと言えます。

弁護士に依頼すれば原則として再生委員の費用はかかりません。しかし、司法書士に書面作成を依頼して再生手続を申し立てた場合などは、再生委員（財産や借金などの調査等をする人）が選任されますので、その費用として最低15万円が余分にかかります。

※ただし、いずれの方法にも条件がありますので、詳しくは弁護士にお聞き下さい。

## 弁護士の費用

借金問題の解決を弁護士に依頼した場合、弁護士費用を心配される方もおられるかもしれません。しかし、一般に思われているほど実際の弁護士の費用は高くはありません。

弁護士費用は各弁護士によって異なりますが、どの弁護士も、相談者の生活の経済的な立ち直りのため仕事をしていますので、弁護士費用も依頼者に無理のない範囲でと考えています。相談時には、弁護士費用のことも遠慮なく聞いて下さい。

また、所得の少ない方は、日本司法支援センター（法テラス）の民事法律扶助制度による援助受けることができます。

取引期間が長期（7~8年以上）にわたる場合には、過払い金によって弁護士費用をまかなえることがあります（ただし、個人の取引内容によって異なります）。

**Q** 手元にある資料として、サラ金業者のカードしかないので、債務整理をすることはできますか。

**A** できます。

**A** 弁護士は、依頼を受けると、業者に対して過去のすべての取引履歴開示を請求します。判例上も金融庁事務ガイドラインにおいても、貸金業者は保存している業務帳簿（保存期間を経過しているものを含む）に基づいて取引履歴を開示する義務を負うとされているので、開示を受けることができます。

**Q** 債務整理などを行うと、いわゆるブラックリストに載ると聞いたのですが。

**A** 債務整理などを行うと、事故情報として民間の信用情報機関のデータベース（いわゆるブラックリストと呼ばれているもの）に記録されます。このことによる主な不利益は、5~7年間、新たな借金をしたりローンを組んだりできなくなることです。

しかし、債務整理などを行ったことによる利益は、生活の経済的な再建にありますから、事故情報として記録される不利益を大きく上回って余りあるものだと思います。

**Q** 借金していることを他人に知られたくないのですが。

**A** 弁護士には守秘義務がありますから、相談内容等について秘密を厳守します。

**Q** 長年にわたりサラ金業者から借金をしていたのですが、現在では借金を完済しています。債務整理をするメリットはありますか。

クレジット・サラ金  
Q & A  
お答えいたします

**A** 債務を完済していても、場合によっては過払い金が発生していて返還請求できることあります。

**Q** 静岡県弁護士会の「クレジット・サラ金相談」を利用したいのですが。

**A** 相談には予約が必要となります。静岡・浜松・沼津で相談の実施方法が異なりますので、誌面裏を御覧下さい。予約受付時間は、原則として平日の午前は9時から12時まで、午後は1時から5時までです。

**Q** 静岡県弁護士会の「クレジット・サラ金相談」に行く時、どのようなものを持参すればいいですか。

**A** 債権者名（すべての業者）・借り入れ開始時期・借り入れ額を書き出したメモを用意していただければ、相談がスムーズに進みます。契約書やATMの伝票などの資料があれば便利です。できる限り古い資料を探して持参していただくことも重要です。他にも、源泉徴収票や給与明細、不動産をお持ちの方は不動産登記簿謄本があれば、アドバイスをする際に参考にできます。

なお、相談料は無料です。



デザイン  
静岡文化芸術大学  
村松明美



静岡支部  
〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80 TEL.054(252)0008



浜松支部  
〒430-0929 浜松市中区中央1-9-1 TEL.053(455)3009



沼津支部  
〒410-0832 沼津市御幸町21-1 TEL.055(931)1848

# 各種法律相談のご紹介

2008.9.30現在

静岡県弁護士会では、各種の法律相談を行なっております。いずれの相談も予約制となっております。弁護士会各支部にお電話でご予約の上、お越し下さい。

## 一般法律相談

静岡県弁護士会所属の弁護士が、交代で、相談を担当しています。

■相談時間 30分間 ■相談料金 5250円  
民事法律扶助制度（資力に乏しい方に対し、法律相談料や、裁判費用や弁護士費用の立替を行なう制度）の利用も可能

### ■相談日時

- 静岡支部 毎週月曜日から金曜日  
午前10時～12時 午後1時～4時
- 浜松支部 每週月曜日から金曜日  
午前9時45分～12時  
月・水・金曜日のみ 午後1時～5時
- 沼津支部 每週月曜日から金曜日  
午後1時～3時30分
- 掛川法律相談センター  
※浜松支部にて予約受付  
毎月第1、第3水曜日 午後1時～4時30分
- 下田法律相談センター  
※沼津支部にて予約受付  
毎週金曜日 午後1時～4時



## 交通事故相談

交通事故の民事上の法律問題についてアドバイスを致します。

■相談時間 30分間 ■相談料金 無料

### ■相談日時

- 静岡支部・沼津支部は一般法律相談と同一の時間
- 浜松支部 毎週火・木曜日のみ午後1時～5時

## クレジット・サラ金相談

借金の返済に悩んでいる方を対象とした相談です。  
破産・再生・任意整理（過払い金返還請求を含む）等の借金整理のための手続についてアドバイスを致します。

■相談時間 30分間 ■相談料金 無料

### ■相談日時

- 静岡支部 毎週月曜日から金曜日  
午前10時～12時 午後1時～4時
- 浜松支部 每週月曜日から金曜日  
午前10時～12時 午後1時30分～5時
- 沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し  
原則として担当弁護士事務所で相談実施。

債務整理着手金1件2万円から。費用は、分割払いも含め個々の弁護士に相談してください。過払い請求で実質負担がない場合もあります。

## 高齢者・障害者相談

高齢者・障害者の方々の、財産の管理、介護保険・福祉サービス利用、財産侵害等についての相談です。成年後見、財産管理等についてアドバイスを致します。

相談申込に応じ、担当弁護士を紹介します。

■相談時間 60分まで ■相談料 無料

### ■相談日時

- 静岡支部 毎週水曜日 午後1時～4時
- 浜松支部 每週金曜日 午後1時～4時
- 沼津支部 相談、申込に応じ担当弁護士と協議し  
原則として担当弁護士事務所で相談実施。

※出張相談（有料）も行なっておりますので、お問い合わせ下さい。

## 犯罪被害者相談

犯罪の被害に遭われた方を対象とした相談です。被害者が利用できる手続、加害者への損害賠償請求等についてアドバイスを致します。

■相談時間 30分程度 ■相談料 初回相談は無料

### ■相談日時

- 静岡支部 毎週木曜日 午前10時～11時30分
- 浜松支部 相談申込に応じ、相談日時を決定
- 沼津支部 //

## 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター

静岡県弁護士会では、静岡県弁護士会所属の弁護士が各種のトラブルについて、解決のための公正中立な立場で仲介役を務める『あっせん・仲裁』も行なっております。利用のための手続等の詳細については、静岡県弁護士会発行のリーフレットをご参照下さい。

## 当番弁護士・当番付添人制度のご案内

万が一、あなたやあなたの家族が逮捕されたとき、逮捕された警察署に弁護士が出向き、無料で一回に限り相談に乘ります。

また、希望があれば、弁護の依頼も受けます（有料）。資力の乏しい方は、刑事被疑者弁護援助制度（資力の乏しい方に対し、弁護士費用等の援助を行なう制度）の利用も可能です。

## 申込方法

弁護士会各支部へ電話にて申込

### ■電話受付時間

平日 午前9時～12時、午後1時～5時

当番弁護士・当番付添人についてのみ、土日・祝日、時間外は、留守番電話による受付をします。